



◆ NEWS ◆ 警戒区域および計画的避難区域等における詳細モニタリング結果（3月13日）

内閣府原子力被災者生活支援チームは、平成23年8月から定期的に警戒区域及び計画的避難区域の主要道路（国道、常磐自動車道、県道、主要地方道、生活道路）の詳細モニタリングを実施しており、今般、今年1月から2月にかけて実施した第十二巡の結果を公表しました。

計測方法は、モニタリングカーによる走行サーベイにて、主要道路上の地上1mにおける空間線量率を10m間隔で測定しています。

今般に、第一巡から第十二巡へと概ね時間の経過と共に線量率が低下しております。また、今回（第十二巡）は積雪の影響と考えられる線量率の低下が多く、多くの地点で見られますが、第十一巡までの結果をふまえると、今後も引き続き線量率が低下傾向にあるものと考えられます。

今後も本モニタリングを定期的実施し順次公表していく予定です。

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20130313.html>

◆ NEWS ◆ 東日本大震災に係る中小企業・小規模事業者資金繰り支援策を本年4月以降も継続します。（3月12日）

政府では、東日本大震災により直接被害を受けた事業者や風評被害等を受けている事業者などを対象とした資金繰り支援策として、日本公庫・商工中金が長期・低利融資を行う「東日本大震災復興特別貸付」、信用保証協会が保証を行う「東日本大震災復興緊急保証」を平成23年5月より継続的に実施しています。平成24年3月にも1年延長していますが、更なる被災地の復旧・復興の加速させることを目的に適用期限を平成26年3月31日まで延長する政令（※）を3月12日閣議決定しました。

期限を延長した主な支援策は以下のとおりです。

1. 東日本大震災復興緊急保証について

■ 支援制度について

一般の保証とは別枠で、セーフティーネット保証、災害関係保証とあわせて、無担保で1億6千万円、最大で5億6千万円までの利用が可能となります。

■ 対象について

福島県全域を含む「特定被災区域」内で、地震・津波等により直接又は間接被害を受けた方、原子力発電所事故に関する警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方などです。（平成25年度は、同保証の対象を特定被災区域に重点化して実施します。）

■ 利用の際の要件について

特定被災区域内の事業者の方が保証を受ける際には、地震や津波等で直接被害を受けた中小企業・小規模事業者は罹災証明書、警戒区域等の中小事業・小規模事業者はその区域内に事業所があったことを証明する商業登記簿や納税証明書などがそれぞれ必要となります。また、震災の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者につきましては、震災後の最近3ヶ月の売上高等が前3年のいずれかの同期比で10%以上減少している方で、市区町村長の認定を受けることが要件となります。

2. 災害関係保証について

■保証内容について

保証の対象となるのは、事業の再建に必要な資金で、保証限度額は、一般保証とは別枠で、普通保証で2億円、無担保保証で8千万円、合計2億8千万円となっています。保証割合は融資額の100%、保険てん補率は90%、保証料率は0.8%以下、保証人は代表者保証のみで、第三者保証人については原則不要です。

3. 東日本大震災復興特別貸付について

■融資制度について

地震・津波等により、直接被害を受けたり、原子力発電所の事故に係る警戒区域等に事業所がある中小企業・小規模事業者の方につきましては、既存の借入に関わらず貸付限度額は3.0億円、貸付期間は最大で20年、据置期間は最大5年間、貸付金利は、基準金利（3月27日現在で貸付期間5年の場合、1.45%～1.95%）から最大1.4%を引き下げるなどの優遇措置が講じられています。

※東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

<電話による詳しい内容の問い合わせ先>

問合せ先：中小企業電話相談ナビダイヤル

電話番号：0570-064-350

受付時間：毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時半まで

詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/130312encho.html>

◆NEWS◆ 復興庁福島復興再生総括本部は「早期帰還・定住プラン」をとりまとめ公表（3月7日）

復興庁福島復興再生総括本部は3月7日、第7回復興推進会議・第29回原子力災害対策本部合同会合において、「早期帰還・定住プラン」を報告し公表しました。

この「早期帰還・定住プラン」は、1月10日に開催された第5回復興推進会議において、安倍総理大臣から、1日も早く帰還が実現するようプランの策定について根本復興大臣に指示があり、復興庁福島復興再生本部においてとりまとめたものです。

本プランは、復興に向けて、除染・中間貯蔵施設、廃炉、区域見直し、賠償といった様々な課題がある中、各々を個別の課題として対応するのではなく、一連の取組を総合的に推進するためのものです。

また、本プランのポイントは、今後1、2年で帰還を目指すことが可能となる区域等において、避難指示解除を待つことなく、必要な取組を速やかに実行し、さらには、前倒しすることで、避難住民の早期帰還・定住を実現することにあります。プランの概要は以下のとおりです。

1. インフラの早期復旧や賠償の丁寧かつ迅速な対応などの帰還・定住加速の基礎となる6つの取組
 - 1) インフラの早期復旧
 - ・ 工程表に基づく復旧
 - ・ 福島特措法の改正 等
 - 2) 災害廃棄物等の処理の着実な実施
 - ・ 避難指示解除準備区域を優先的に実施 等
 - 3) 除染・中間貯蔵施設の着実な進展
 - ・ 除染の着実な実施

- ・除染と復興関連目的の同時達成に向けた取組
- ・中間貯蔵施設についての丁寧な説明 等
- 4) 安全・安心に向けた取組
 - ・福島第一の安全性確保
 - ・廃炉の確実な実施
 - ・リスクコミュニケーション
 - ・きめ細かな放射線モニタリング 等
- 5) 十分な予算の確保と柔軟な執行
 - ・福島復興再生総局による即断即決
 - ・技術的な専門人材の派遣 等
- 6) 賠償の丁寧かつ迅速な対応
 - ・住民の生活再建が一日も早く進むよう、円滑な賠償を実施
 - ・早期に帰還する住民が直面する困難に着目した賠償の検討 等

2. 生活環境の整備、産業振興・雇用の確保、農林水産業の再開といった住民の生活再開にあたって取組むべき3つの重点分野での取組

- 1) 生活環境の整備
 - ・医療・福祉体制の確保
 - ・商業施設の再開
 - ・その他、地元ニーズに対応したきめ細やかな対応 等
(避難住民の再会、コミュニティバス運行等)
- 2) 産業振興・雇用の確保
 - ・立地補助金や税制優遇措置による企業の誘致・再開
 - ・廃炉等の研究開発拠点の整備 等
- 3) 農林水産業の再開
 - ・復旧を迅速に進めるための技術職員の派遣
 - ・営農再開に向けた農地の保全管理の取組 等

○実施体制・フォローアップ

今後1、2年のうちに住民の帰還のために必要な環境整備を行うべき区域を擁する自治体に関しては、平成25年夏頃を目途に、国、福島県、当該自治体等の連携のもと、早期帰還に向けた具体的な筋道を示す工程表を策定し、時間軸を示しながら、早期帰還・定住に向けた取組を進めてまいります。

詳しくは復興庁ホームページをご覧ください。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_168.html

◆NEWS◆ 原発事故による避難者等に対する住民意向調査（浪江町）の結果について（3月5日）

復興庁は3月5日、浪江町の住民を対象とし、浪江町、福島県及び復興庁の共催で実施した原子力発電所事故による避難者等に対する住民意向調査の調査結果を発表しました。

この調査結果の概要は以下のとおりです。

<浪江町>

- 調査対象：15歳以上の全住民（18,303人）
- 調査方法：郵送・無記名によるアンケート調査
- 実施期間：平成25年1月9日（水）から1月23日（水）
- 回答者数：11,298人（回答率61.7%）

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/2535_1.html

- ◆おしらせ◆ 福島県内に法律支援の拠点「法テラスふたば」が開所、3月17日より業務を開始!!
～原子力発電所の損害賠償問題をはじめとする被災者支援に向け、無料法律相談を実施～

日本司法支援センターは、福島県弁護士会、福島県司法書士会をはじめ、地方自治体・関係機関の協力のもと、福島県双葉郡広野町に県内沿岸部（浜通り）で初となる被災被災者支援のための出張所「法テラスふたば」を設置し、3月17日（日）より業務を開始します。

具体的業務（サービス）内容は以下のとおりです。

■法テラスふたば

○予約受付時間：平日：午前9時から午後5時

○電話番号：0503381-3805

○住 所：福島県双葉郡広野町広洋台1丁目1番地89

■相談体制について

福島県弁護士会と福島県司法書士会の協力のもと、平成24年4月に施行された「法テラス震災特例法」にもとづき、弁護士、司法書士による法律相談などがどなたでも無料で受けられます。（刑事事件以外の法的問題）

・弁護士による無料法律相談 月、水、金

※水、金は、テレビ電話システムを利用した相談を行います。

・司法書士による無料相談 火、木（火は午後のみ行います。）

※月曜日が祝日の場合は、火曜日に弁護士による無料法律相談を行います。その場合、司法書士による無料相談は実施いたしません。

■弁護士・司法書士費用の立て替え

無料法律相談後、震災を原因とした法的な問題について弁護士・司法書士に依頼することができ、その費用は、法テラスが利息なしで立て替え、事件の終了後までは返済が猶予されます。（事件を受任する前に審査がありますので、詳細はお問い合わせください）

■高齢者など法テラスにお越しになれない方への出張相談への対応

相談設備を備えた移動相談車両を配備し、双葉郡各町村、その他周辺市町村を対象に巡回相談をしたり、高齢者など法テラスふたばへお越しになれない方への出張相談などを行います。

また、フリーダイヤル「震災 法テラスダイヤル」でも法制度や相談窓口等をご案内しています。

「震災 法テラスダイヤル」0120-078309（おなやみレスキュー）

受付時間：平日 午前9時から午後9時 土曜日 午前9時から午後5時

詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/page00_00078.html

=====
★☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆★

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter

=====
[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]